

保存版

特定非営利活動法人 高砂キッズ・スペース

播磨町

学童保育事業案内書

子どもたちは放課後、「ただいま」といって学童保育所に帰ってきます。仕事等により昼間家庭に保護者がいない場合は、学童保育所が家庭と同じように守ってくれる大人がいる「安心して安全な場所」としての役割として、健全な育成が育まれるように実施されています。

学童保育は、播磨町が設置し、指定管理者制度のもと高砂キッズ・スペースが運営します。

指定管理者として、公平な立場で「現場と保護者の信頼」を作り出し、子どもたちや利用している保護者の皆様へ心がつながる対話のできる環境、利用する全ての人々にとって居場所となりうる学童保育を目指します。また、子どもたちひとりひとりに目を向け、子どもたちの小さな成功体験を大切に「自己肯定感」を育む保育を実践していきたいと考えています。

子どもたち、また利用する全ての人々にとってより良い学童保育所にするため、保護者の皆様のご理解とご協力が不可欠となります。入所申請にあたり、この事業案内書をお読みいただき、ご理解していただけますようお願いいたします。

学童保育事業運営へのご理解とご協力を宜しくお願い致します。

NPO 法人高砂キッズ・スペース
代表理事 上田 康正



高砂キッズ・スペースとは・・・

昭和58年に学童保育所を作り、運営してきた高砂市学童保育連絡協議会を前身とした特定非営利活動法人です。

住所：高砂市松陽1丁目5-20 ノノムラビル3F

電話：079-446-3635 FAX：079-441-8019

播磨町学童保育所についての概要

【1】対象児童

播磨町内の小学校に入学する新1年生を含む小学生で、保護者の就労などのため放課後の保育が必要と認められる児童（学童保育所ごとに定員があります。希望者が定員を超えた場合、町内のいずれかの学童保育所にて受け入れを行います。）

【2】開所期間

4月1日～3月31日

【3】開所時間

○平日・・・・・・・・・・授業終了時から18時（※2）

○学校休業日（※1）・・・・8時から18時（※2）

※1 学校休業日とは、土曜日・春夏秋冬休み・学校創立記念日・参観日や運動会等の代休日及び学級閉鎖等の臨時休校日のことです。

※2 朝は8時から開所します。安全上 児童だけで登所はさせないでください。

18時～19時については延長希望調査を行い、希望がある場合は保育を行います。

【4】休所日

○日曜日・祝日

○夏期休業日（8月13日～8月15日）

○冬期休業日（12月29日～1月3日）

臨時の学童閉所について

○インフルエンザ、感染症等の流行時において学童を閉所する場合があります。

閉鎖の基準等、詳細につきましては6ページ【15】をご参照ください。

【5】入所申込、受付場所、入所決定について

受付期間	10月15日～11月15日（日曜・祝日除く）
時間	平日：正午～18時 土曜：8時～18時
受付場所	各学童保育所
入所審査結果	上記期間内の受付分は、1月中頃に書面にて通知します。

11月15日が日・祝日の場合は、翌開所日まで受付致します。

☆なお、定員に空きがある場合は 毎月20日締め切り、翌1日より入所 というかたちで随時受付しておりますので、各学童又は事務局へお問い合わせください。審査結果は20日以降に書面にて通知します。

【6】費用（児童ひとりあたり）

内容	金額	徴収時期と方法
スポーツ保険 （【12】参照）	800円/年	4月又は入所時加算

(1) 毎月必要な費用

保育料	8,000円 (8月は11,000円) ☆所得に応じて減額制度があります。 ☆兄弟で利用の方は、申請により、下の児童が減額となります。 (※3)	口座振替となり、毎月10日に指定の口座から引落とします。 引落しできなかった場合は20日に再引落しをします。 再引落しも出来なかった場合は、月末までに下記までお振込み又は、事務局までご持参ください。 ☆ 尚、翌月以降のお支払いになった場合 手数料500円 を頂戴します。
おやつ代と材料費	2,000円	
水道光熱費	400円	
合計10,400円 ※4		

※3 保育料については、兄弟又は所得に応じて減額制度があります。8ページ【17】を参照の上、希望者は入所手続き時に支援員までお問合せください。

・月の途中入所の場合であっても、保育料金等の日割り計算はございませんのでご了承ください。

※4 保育料支払いの滞納が3か月以上となった場合、翌日より学童保育所の利用許可を停止します。未納保育料金を全額納付いただいた時点より学童保育所の利用を再度許可します。

保育料口座引き落としは毎月10日（再引落日20日）です

前日までに引き落とし口座への入金をお願いします

再引落しもできなかった場合は、同月末までに下記口座へお振込みください

金融機関：但陽信用金庫

支店： 027 タカサゴニシ

普通： 0203181

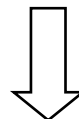
トクヒ) タカサゴキッズスペース

月末までに振込みできなかった場合は**事務手数料500円**を足してお振込みください

保育料等は「但陽信用金庫の口座引落とし」です。
口座がない方は、必ず開設をお願い致します。

【7】入所時に必要な書類について

	必要書類	備 考
①	入所確認書	1人につき1部必要です
②	利用許可申請書 (イエローの用紙)	裏面もご記入ください
③-1	保育を要する証明書 (勤務証明書・状況確認書・申立書)	両親とも必要です 兄弟で申し込みの場合1枚の提出で構いません。 併せて、利用の申請理由により、下表の書類の添付が必要です



③-2 保護者の状況とそれに対する必要書類

申請理由	内 容
就 労	自営業以外の場合・・・直近の給与明細の写し (コピー) 自営業の場合・・・自営をしていることがわかる書類 (例：確定申告書の写し (コピー))
就労内定	内定予定事業所の証明を受けた「勤務証明書」。ただし、利用開始後3ヶ月以内に勤務証明書及び給与の写しを提出すること。
出産の前後 (育児休暇中は対象となりません)	「母子健康手帳」の出産予定日を記入する欄の写し、もしくは「出生証明書」の写し、医療機関が発行する「証明書」
疾病・負傷等	医療機関が発行する「証明書」または常時介護する必要があることがわかる資料
その他	上記以外に児童が学童保育所を利用することが必要と認められる資料

	必要書類	備 考
④	但陽信用金庫預金口座振替依頼書	新入所の方は必ず、又、継続の方で口座を変更される場合はご提出ください。
⑤	延長利用希望申請書 (グリーンの用紙) 【8】 参照	18時以降の保育を希望する方のみ提出ください
※⑥	送迎に関する誓約書	必要とされる場合のみ、支援員まで声をおかけの上用紙を受け取り、提出してください。
⑦	下所に伴う誓約書 (5時帰り) 【9】 参照	
⑧	登所に伴う誓約書 【10】 参照	
※	療育手帳または医療機関が発行する資料の写し	①の確認書に疾病・障害の有無について「有」とされた方は併せてご提出ください。

重 要

児童が保育所に通所しており「保育を要する証明書」を播磨町役場へ提出している場合でも、入所決定を指定管理者が行うため別途提出が必要です。また、就労に関する書類として、就労の事実を証明するものとして給与明細の写し、自営業の方は自営がわかる書類 (例：確定申告書の写し) をご提出してください。お手数おかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

【8】 18時から19時の保育（延長保育⑤）についての規約

学童保育所の運営は18時までです。延長利用申請書（希望調査）を提出された児童数をもとに19時まで保育を行います。しかし、ご希望のお子さまがない場合、18時閉所となります。

○利用方法・・・申請書（希望調査）を提出の上、実際にご利用になった場合のみ、ご請求させていただきます。やむをえない理由により利用した場合は、緊急利用届けに記入し提出してください。

○料 金・・・・・・2,000/月（ご利用回数に関わらず、同じ金額をいただきます。）
翌月保育料金と一緒にご指定の但陽信用金庫の口座より引き落としさせていただきます。

【9】 送迎⑥・下所⑦（17時帰り）にともなう規約

学童保育所から帰る際は、原則保護者の方にお迎えに来ていただくことになっています。しかし、お迎えが困難な場合（お稽古事があるなど）保護者の判断と責任において「利用児童の下所に伴う誓約書」をご提出していただくことで児童のみの下所を可能とします。

ただし、2年生以上を対象とし、1年生については学童に在籍する兄弟がいることを条件とします。

また、送迎についても安全管理を図るため、直接保護者の方が行う必要があるとご説明させていただいておりますが、ご事情等で保護者の方以外の親族の送迎を希望される場合は、「送迎に関する誓約書」の内容をご確認のうえ、ご提出ください。

※ 急な悪天候や不審者情報等で危険と判断した場合は、「17時帰り」を中止し、支援員からご連絡させていただきます。また、その際のお迎えが18時を過ぎますと、通常通り延長料金が発生しますのでご注意の上、ご了承願います。

【10】 登所⑧に伴う規約

現在、1日保育の日につきましては、保護者の方と一緒に登所をお願いしております。安全上、児童のみでの登所は認めておりません。

しかしながら、勤務上どうしても8時に送ることができないというご意見があり、播磨町役場と協議のうえ、現在、下所(17時)に伴う誓約書と同様に、保護者様の判断と責任において児童のみの登所を可能とします。ただし、2年生以上を対象とし1年生については学童に在籍する兄弟がいる事を条件とします。また、必ず登所前に保護者様からのご連絡をいただくことをお願い申し上げます。

あくまでも、保護者様の勤務上やむを得ない措置であること。安全上児童のみでの登所は望ましいものではないことをご理解いただき、必要である方は指導員まで声をかけていただき、誓約書の内容をご確認の上 ご提出下さい。

【11】 支援員

専任2名（利用人数によって基準を定めています。児童の状況によって配慮が必要と思われる場合、支援員の増員をおこないます。

【12】 保険について

播磨町学童保育所では、保育中の保育室や運動場で怪我をしたときのために、賠償責任保険を含む「スポーツ安全協会」の保険に加入します。医療費の実費ではなく、一日当たりの定額保険金が支払われるものです。(普段通り子ども医療を使って診療を受けてください。) 保障は保険の範囲内となりますことをご了承ください。

「スポーツ安全保険のしおり」は3月下旬から4月頃にお渡しします。

【13】 お弁当について

土曜日や夏休みなど1日に及ぶ場合や、学校において給食がない場合は、お弁当等を持参してください。(暑い時期は保冷剤などを利用して食中毒対策をお願い致します。)

【14】 退所について

退所希望月の前月15日までに学童に退所届けを提出して下さい。翌月末の退所となります。

退所についての事務手続きの流れは以下の通りです。

(例) 10月末で退所したい場合

9/15までに学童に退所届を提出



支援員が事務局に退所届を提出



事務局にて退所手続き



10/31 退所

9/16以降、止むを得ない場合は9/30までに
事務局へ直接退所届を提出頂くことで
10月末退所が可能になります

【15】 警報発令時・インフルエンザ発生時の対応について

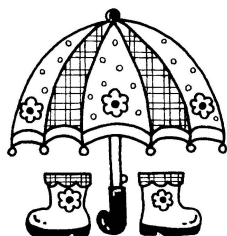
■ 警報発令時

☆警報発令時は登所・下所の際に危険を伴います。できるだけ自宅待機をお願いします。

1. 午前7時 播磨町に「警報発令」された場合
小学校 → 臨時休校
学童保育所 → 警報発令中は閉所（支援員は施設の安全確認を行います）
2. 登校中・登校後に「警報発令」された場合
小学校 → 状況を見て学校内で待機または帰宅
学童保育所 → 学校と連携し、受け入れ準備が出来次第、開所
3. 警報が解除になった場合
小学校 → 臨時休校
学童保育所 → 解除になった時点から受け入れ準備が出来次第、開所
※児童の安全のため、17時帰りは中止します。

■ 警報発令時の開所時の注意事項

- 警報時、児童を預ける父母は、必ず連絡先を明確にしておいて下さい。
※ 天候がさらに悪化する場合は、学童保育所より緊急連絡先へ連絡を入れさせてもらうこともあります。その際にお迎えの時間・お迎えの保護者を確認させていただきますので必ず連絡の取れる状態にしておいて下さい。万一、電話対応が不可の場合は、折り返し必ず連絡をお願いします。
- 学童は警報発令時に安全の確定はできません。
- 送迎の際にも、危険を伴います。
- 開所になった場合でも、状況によっては開所までに時間がかかる場合がありますので、必ず保護者が送迎をするようにお願いします。
- なお、支援員が危険と判断した場合は、保育時間内であっても早急にお迎えをお願いすることがあります。その点に関してはご了承下さい。



解除の時間によっては昼食の用意をお願い致します

警報発令時に学童に登所させるか自宅待機とするかは、各家庭で判断してください。

警報発令時、学童において災害に見舞われても、小学校に対して責任は問わないものとします。
万一の場合、学童で加入している保険の範囲での対応しか行えないことをご了承ください。

登校後の警報発令時に下校となった場合は、地域の登校班での下校になると思われます。

その場合、地域のお友達と一緒に自宅へ帰るのか、学童へ帰るのかお子様と確認をしておきましょう。

■ 学童保育所における新型インフルエンザ発生時

※感染拡大防止のうへで登所自粛が望ましいとされています。ご理解とご協力を
お願い申し上げます。

☆学童が閉鎖する可能性がある場合

- ① 学校閉鎖になった場合
 - ② 学童登録児童の3分の1がインフルエンザなどの感染症によって休んでいる場合
- ※学童から報告を受け、相談のうへで学童より“学童保育所閉所”をご連絡します。

☆インフルエンザの流行を防ぐために

1. 発熱があるときは登所させないでください。
インフルエンザで発熱した場合、発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまではお休みするようお願い致します。
2. 登所後、体調の変化や熱が出た場合は、保護者の方へ連絡させていただきます。
3. 学級閉鎖時に登所の際には、マスクを着用し体調の確認と検温をして登所するようにお願いします。また、他の学年は授業中でもありますので、必ず学童の入り口まで送っていただけますようお願い致します。
4. インフルエンザの反応が出た場合は、すみやかに指導員までお知らせください。

なお、対応については変更が生じる場合がございます。その際には書面等にてお知らせいたします。

【16】 父母会について

各学童保育所では、高砂キッズ・スペースとは別に、保護者で構成する父母会があります。
内容など詳細は各学童保育所の父母会にお問い合わせください。

【17】

減額申請について（見本内フローチャートをご確認の上、該当する方は提出ください）

■ 減額の種類(申請の理由)

- ①兄弟姉妹で同時利用
- ②単身（母子父子家庭）世帯で当該年度市町村民税非課税世帯
（4月及び5月分は前年度分市町村民税非課税世帯）
- ③生活保護法による被保護世帯

■ 申請方法

1. 申請対象児童 播磨町内の学童保育所に通う小学1～6年生
2. 申請時期 3月(4月5月分) 5月（6月～翌3月分） 年度途中も可能
（町の所得証明発行が6月のため、年度始めの4月と6月の2回提出していただくことになります。）
3. 必要書類 いずれも必ず原本を提出してください
（1世帯につき1通で結構です）

	①兄弟同時利用 (弟妹) 半額補助	②母子父子家庭世帯 半額補助	③生活保護世帯 半額補助
申請書(申請用紙)	○	○	○
住民票 ※1		○	
所得証明書 ※2		○	
戸籍謄本 ※3		○	
児童扶養手当又は 遺族年金証明通知書 のコピー※4		○	
生活保護受給証明書			○

当該年度分は、6月以降に発行されますので、最新の所得証明の提出をお願いします。

4・5月分 提出期限： 3月 15日 厳守

6～3月分 提出期限： 6月 15日 厳守（なお日曜祝日の場合、翌日締切り）

★6月提出分で金額変更のある場合は7月上旬通知の上、7月分保育料引落とし時に精算します。

《注意事項》

- ※1 住民票・・・必ず世帯全員が記載されているもので、本籍・続柄の記載されたものを用意して下さい。
- ※2 所得証明・・・3月に申請する際の所得証明は、前年度分です。世帯内の就労されている方（アルバイト含む18歳以上）全員分のものを用意して下さい。
但し、1人でも町民税課税対象者であると減免は受けられません。
- ※3 戸籍謄本・・・親権等の記載あるものを用意して下さい。
- ※4 児童扶養手当等のコピーがない場合は、その旨のメモを添えてください。

施設 ※学童専用保育室にて保育を行います。

施設名	通称	定員	住所	電話番号
播磨学童	ほっぺ	60人	宮北1丁目3番10号 (播磨小学校敷地内)	(079) 437-0299
蓮池第1学童	第1プチクラブ	76人	西野添4丁目3番1号 (蓮池小学校敷地内)	(078) 941-1141
蓮池第2学童	第2プチクラブ	58人		(078) 941-1146
蓮池第3学童	第3プチクラブ	42人		(078) 941-1900
播磨西第1学童	すきっふ	49人	北本荘4丁目5番1号 (播磨西小学校敷地内)	(079) 436-3041
播磨西第2学童	すこっふ	35人		(079) 435-3332
播磨南第1学童	ぱりんこハウス	50人	古宮170番地の (播磨南小学校敷地内)	(078) 941-1145
播磨南第2学童	ぱりんこっふ	50人		(078) 942-3100

安全で楽しい保育所利用のためには、保護者と支援員の協力が不可欠です。
保護者の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

高砂キッズ・スペース

「高砂キッズ・スペースのロゴマークは一般公募の中より、
米田学童保育所の時本さんのデザインを採用させていただきました。

<ロゴマーク製作意図>

世の中にある「色」は「赤、黄、青」の3つの色ですべて作ることができます。
子どもたちにも様々なカラー（色=性格）があり、「高砂キッズ・スペース」では、
どんな子でも楽しく安心して放課後が過ごせる場を提供してほしいという願いが込められています。

特定非営利活動法人

高砂キッズ・スペース

事務所：〒676-0077

高砂市松陽1丁目5番20号 ノノムラビル3F

電話 079-446-3635

FAX 079-441-8019

ホームページ <http://www.kidsspace.jp/pc/>

E-Mail info@kidsspace.jp